

**東近江市永源寺診療所及び東近江市永源寺東部出張診療所の
指定管理者の指定につき議決を求めることについて**

東近江市永源寺診療所及び東近江市永源寺東部出張診療所の指定管理者を次のとおり指定するにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、市議会の議決を求める。

平成 29 年 11 月 30 日提出

東近江市長 小 椋 正 清

記

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
東近江市永源寺診療所 及び東近江市永源寺東 部出張診療所	滋賀県東近江市山上町 1 3 5 2 番地 永源寺地域包括ケア推進会	平成 30 年 4 月 1 日から 平成 35 年 3 月 31 日まで